

東松総発第0817002号

令和4年8月17日

東松山市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高野 正秀 様

東松山市長 森田 光



デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法の施行に伴う条例
の整備について（諮問）

標記の件について、東松山市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第2号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項として、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法の施行に伴い、別紙のとおり条例を整備することについて

2 諮問理由

令和5年4月1日に施行されるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定により、市が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用対象となることに伴い、条例において同法の規定に関する必要な規定を置くため

（条例の制定案の詳細については、別紙のとおり）

(別紙) 令和3年改正個人情報保護法の令和5年春施行に伴う条例の整備について

1 条例整備の方向性

市民の権利利益の保護を図っていくことに主眼を置き、改正個人情報保護法が許容する範囲内で必要な規定を置くための条例を新たに制定する。

2 条例に規定する内容（主なもの）

(1) 安全管理措置に関する規定

安全管理措置を講ずるための個人情報保護管理者を置くこととする。

(2) 個人情報の適正な取扱いに関する規定

自身の個人情報がどのような事務で取り扱われているか確認する術を確保し、あわせて適宜職員が見直しを行うことで、日常業務における個人情報保護の確実性を高めることを目的として、「個人情報取扱事務登録簿」を整備することとする。

(3) 開示等請求の手續に関する規定

自己の個人情報の取扱いについての市民の関心に対し速やかに対応するため、保有個人情報の開示等請求に関して、現行条例が定める14日以内とする決定期限を維持する。

(4) 審査請求に関する調査審理手續に関する規定

個人情報保護制度に関する審査請求について、より公平・公正な審理を期すために、行政不服審査会にインカメラ審理などの権限を設ける。

(5) 運用に関する規定

個人情報の適正な取扱いを確保するために、審議会に専門的な知見に基づく意見を聴くことができることを定める規定を置く。

※ 改正法附則第7条の規定により、当面の間、同法第5章第5節の規定は適用対象から外れるため、行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料の規定は置かない。

3 条例整備に関するスケジュール

令和4年 8月26日 情報公開・個人情報保護審議会への諮問

10月中 審議会からの答申

12月 議会に条例整備に関する議案の上程

令和5年 4月 1日 改正個人情報保護法及び条例の施行

備考 改正法施行後に条例において定めることができる内容

- (1) 改正法の個別の規定により条例で定められる旨が明示されているもの
 - ア 「条例要配慮個人情報」(第60条第5項)
 - イ 「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の作成及び公表について(第75条第5項)
 - ウ 不開示情報の情報公開条例との整合について(第78条第2項)
 - エ 手数料について(第89条第2項)
 - オ 審査請求の特例について(第107条第2項)
 - カ 個人情報の保護に関する施策の実施等についての審議会等への諮問(第129条)

- (2) 開示等及び審査請求の手続に関して改正法に反しない範囲で定める事項(第108条)
 - ア 開示決定等の期限(第83条・第84条(開示請求)、第94条・第95条(訂正請求)、第102条・第103条(利用停止請求)関係)
 - イ 開示請求書等への記載事項の追加(第77条(開示請求)、第90条(訂正請求)、第98条(利用停止請求)関係)
 - ウ その他現行の条例にあつて、改正法にない規定
 - (ア) 期間の経過により開示できる情報についての開示できる期日の明示(現行条例第22条第2項後段・第3項後段)
 - (イ) 開示を行う際の本人確認書類等の提示(現行条例第26条第5項)
 - (ウ) 行政不服審査会の調査権限及び調査審議等の細則(現行条例第42条の2から第42条の7まで)

- (3) その他条例で定めることを妨げられないと考えられる事項
 - ア 個人情報保護管理者の設置に関する規定(現行条例第11条)
 - イ 運用状況の公表に関する規定(現行条例第44条)